

その空き家

■問い合わせ 営繕管財課 ☎64・6073

空き家は、適切に管理されず
に放置されると、火災や害虫、
悪臭の発生源となったり、景観
が悪化したりと、周辺の生活環
境に深刻な影響を与えます。

空き家問題が全国的に深刻化
する中、国は平成27年、「空家
等対策の推進に関する特別措置
法」を施行。空き家について、
市町村に対策への努力義務を課
したほか、所有者や管理者、相
続人などの「所有者等」に対し
て、適切な管理を行う「責務」
があると定めました。

空き家問題に関する本市の現
状や、よくある質問、予防・解
決のための情報を紹介します。

調査にご協力をお願いします

空き家問題を解決するには、所
有者等による適切な管理・活用は
もちろん、地域の皆さんの協力が
不可欠です。近隣の空
き家に関する市の調査
などがあつた際は、ご
協力をお願いします。



利活用を支援します

市の支援策として、空き家情報
をまとめたHP「空き家情報バン
ク」や、購入・改修費用を補助す
る「小浜市住まい支援事業」、解体
費用を補助する「空家等除却支援
事業」などがありますので、相談
してください。

市では、8月中旬に「空き家
相談会」を開催予定です。

普段の管理に悩んでいる人、
有効活用を考えている人など、
空き家に関するさまざまな悩み
を相談できます。

日程など詳しくは、広報おば
ま8月号や市公式
HP、チャンネル
Oなどでお知らせ
します。



増加する市内の空き家

市内の居住者がいない住宅のう
ち、1年以上使用されていない
住宅（空き家）と、定期的に使
用・管理されている住宅（留守
宅）の合計数は、平成30年度には
1074件でしたが、令和元年度
は1142件、2年度は1175
件と増加傾向にあり、今後の継続
的な管理や円滑な譲渡などに課題
があります。



よくある質問

市で解体してもらえないの？

空き家は、所有者等に管理責任が
あり、解体も所有者等の役割です。
老朽化した空き家の解体には、
市の補助を受けられる場合があります
ですので、活用してください。

「相続登記」の 7つのギモン

■問い合わせ
福井地方法務局小浜支局 ☎52・0238

お答えします！



①相続登記って何？

土地や建物（不動産）の所有者
が亡くなった場合に、その名義を、
不動産の相続人に変更する手続き
のことです。

従来は任意でしたが、今年4月
の法改正により、今後の義務化が
決定しています。

②相続登記をしないとどうなる？

相続登記をせず放置していると、
不動産を売却したり、金融機関か
ら融資を受けたりする際に、手続
きが滞るなどの欠点があります。

また、相続登記を放置している
うちに、相続人が亡くなり、更に
次の相続人も亡くなるといったこ
とが重なる、最終的な相続人の
確認に多くの手間や時間、費用が
掛かります。

放っておけば自動的に国や市のも
のになる？
なりません。

相続人がいない財産が最終的に
国に引き取られることはあります
が、そこに至るためには、さまざま
な手続きを行う必要があります。

また、財産が土地や建物（不動
産）の場合は、更地であることや、
土地の境界が確定していることな
ど、引き取りに条件が付くことも
あり、その対応のために費用が発
生する場合があります。



危険な空き家を放置すると？

市の調査で、倒壊の恐れがある
など、周囲への危険や悪影響が特
に大きいと判断された場合、「特定
空家等」に認定されます。

認定されると、段階的に指導や
勧告、命令の対象となるほか、固
定資産税の減免を受けられないな
ど、経済的な不利益を被る可能性
があります。

命令に従わない場合は、行政代
執行の対象となり、市が空き家を
解体し、かかった費用は全額、所
有者等に請求されます。

さらに、倒壊などで第三者に被
害を与えた場合、損害賠償を求め
られる場合があります。



▲「特定空家等」に認定された市内の空き家
(現在は所有者等によって解体済み)

危険な「空き家」にしないために

【その1】

空き家になる前に、みんなで話し合っ
て、方針や対策を考えておきましょう。

- 自宅の新築や購入を考えている
→今の住宅や両親の住宅を将来どうするか
将来、子どもや孫に家を引き継ぎたい
→子どもや孫はどうしたいと考えているか

【その2】

空き家を放置せず、早めに相続などの対応
や、市への相談を行いましょう

を行います。

忙しくて時間がない、相続人が
多く煩雑、持病や高齢で手続きが
負担などの場合は、司法書士など
登記業務の資格を持つ代理人に依
頼することもできます。

⑦相続手続きのために何度も同じ
戸籍書類を用意するのは手間。
何とかならないの？

法務局の「法定相続情報証明制
度」を利用すれば、手続きごとに
戸籍関係書類一式を準備する必要
がなくなります。ぜひ、戸籍書類
一式の代わりとなる「法定相続情
報一覧図」を活用ください。

【利用手順】

①相続人が「法定相続情報一覧図」
を作成し、戸籍関係書類一式と
ともに法務局に提出

②登記官が書類一式と一覧図を確
認し、法定相続人であることを
証明する証明書を付与

この証明文が付いた一覧図が、
相続登記や、亡くなった人の預金
払い戻しなどの手続きの際、戸籍
関係書類一式の代わりとなります。
法務局では、必要枚数を無料で交
付します。